



福岡県環境保全実行計画(第5期改定版)

令和4年3月

福 岡 県



目 次

第1章 基本的事項	
1. はじめに	— 1
2. 改定の概要	— 2
3. 計画の目的	— 2
4. 計画期間	— 2
5. 計画の基準年度	— 2
6. 計画の対象	— 2
第2章 第5期計画の目標	— 4
第3章 目標達成に向けた取組内容	
1. 重点的取組	— 7
2. 各項目における取組	— 10
(1) 電気、ガス、A重油、灯油使用量の削減に関する取組	— 11
(2) ガソリン、軽油使用量の削減に関する取組	— 12
(3) 上水使用量の削減に関する取組	— 13
(4) コピー用紙使用量の削減に関する取組	— 14
(5) 廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進等に関する取組	— 16
(6) 環境物品等の調達に関する取組	— 17
(7) その他の取組	— 17
第4章 計画の推進体制と運用	
1. 推進体制	— 17
2. 運用	— 18

1. はじめに

地球温暖化問題は、事業活動や日常生活により発生する温室効果ガスの大気中濃度が増加することによって地球全体の温度が上昇し、生態系や社会・経済に大きな影響を及ぼすものであり、国際社会においても、早急に対策を推進することが求められています。

2015(平成27)年にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、2020(令和2)年以降の温室効果ガスの排出削減等に、先進国・途上国の区別なく全ての締約国が参加して取り組むことに合意した、新たな国際枠組であるパリ協定が採択されました。パリ協定では「平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃未満に抑え、1.5℃以下に抑える努力をする」ことが世界共通目標とされました。

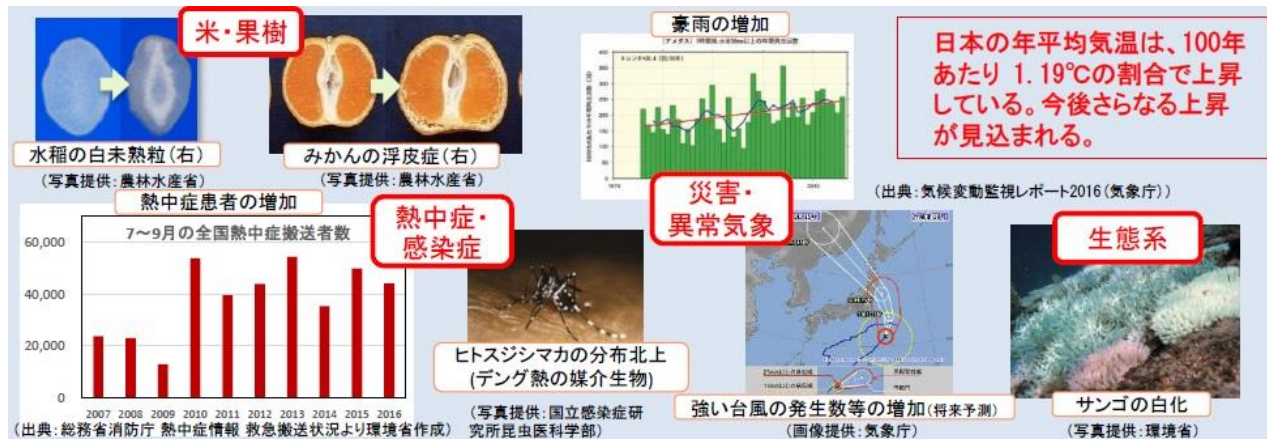
2021(令和3)年8月にIPCCが公表した第6次評価報告書第1作業部会報告書では、人間の活動が温暖化に及ぼす影響について、平成30(2018)年の第5次評価報告書の「可能性が極めて高い」という表現から踏み込み、初めて「疑いの余地がない」と断言しました。同年10月末から11月半ばにかけて開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)では、「産業革命前からの気温上昇を1.5℃に抑える努力を追求する」ことや「2022年末までに各国の2030年の排出削減目標を強化」することなどを盛り込んだ決定文書「グラスゴー気候合意」が採択されました。

国内では、パリ協定に基づいて、2016(平成28)年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガス排出量を2030(令和12)年度までに基準年度(2013(平成25)年度)比で26%削減する目標を掲げました。

2020(令和2)年10月には、国において「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。

2021(令和3)年4月には、国は気候サミットにおいて、「日本の2030年度の温室効果ガス排出を2013(平成25)年度から46%削減することを目指す。さらに50%の高みに向け、挑戦を続ける」ことを表明しました。これを受け、2021(令和3)年6月には、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正、公布され、同年10月には、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための国の総合計画である「地球温暖化対策計画」が改定されました。

県では2022(令和4)年3月に「福岡県地球温暖化対策実行計画(第2次)」を策定し、中期目標として2030(令和12)年度の温室効果ガス排出を2013(平成25)年度比で46%削減すること、長期目標として2050(令和32)年度までに温室効果ガス排出の実質ゼロを目指すことを掲げています。この改定内容に合わせて、引き続き県自らが、地球温暖化対策をはじめ環境負荷の低減に率先して取り組んでいくため、「福岡県環境保全実行計画(第5期)」(以下「実行計画」という。)を改定することとしました。



2. 改定の概要

県の事務事業で生じる温室効果ガス総排出量の削減目標について、2013（平成25）年度比で2026（令和8）年度までに13%削減としていたところ、2030（令和12）年度までに32%削減することとしました。

また、目標達成に向けた取組として、県有施設への太陽光発電設備及び省エネルギー化の導入等の重点的取組を新たに実施することとしました。

3. 計画の目的

県が率先して地球温暖化対策等の取組みを進めることにより、自ら排出する温室効果ガスの削減等の環境負荷の低減を図るとともに、県民、事業者及び市町村による地球温暖化対策等の取組みを促進すること。

4. 計画期間

2020（令和2）年度から2030（令和12）年度までの11年間

※社会情勢の変化、技術の進歩及び目標達成状況等を踏まえ、必要に応じて見直しの検討を行う。

5. 計画の基準年度

2013（平成25）年度

6. 計画の対象

(1) 対象とする温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン

※温対法で規定する温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類であるが、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素については、県の事務・事業による排出があったとしても非常に少ないと考えられること及び排出実態の把握が困難であることから対象外とする。

(参考) 各温室効果ガスの種類と主な発生源

温室効果ガスの種類	主な発生源	県の事務・事業での主な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	石油、石炭等化石燃料の燃焼等	電気、都市ガス、ガソリン、重油、軽油、灯油等の使用
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵等	公用車の走行、ボイラー燃料使用、家畜の反すう、ふん尿
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼、工業プロセス、農業等	公用車の走行、家畜のふん尿、畑作での施肥、麻酔剤(笑気ガス)の使用
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	スプレー製品の噴射剤、カーエアコン・冷蔵庫の冷媒等	冷蔵庫、エアコン、カーエアコンの使用
パーフルオロカーボン (PFCs)	半導体洗浄等	—
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体洗浄等	—
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチング、CVD装置のクリーニング	—

(2) 対象とする範囲

県が実施する事務・事業全般

(3) 対象機関

知事部局、企業局、議会事務局、教育庁(県立学校等を含む)、人事委員会事務局、監査委員事務局、警察本部(警察署等を含む)、労働委員会事務局、指定管理者が管理を行う県有施設

第2章

第5期計画の目標

県の事務・事業における環境負荷の低減のため、福岡県地球温暖化対策実行計画、第4期実行計画の達成状況及び今後取り組むべき内容等を勘案のうえ、表1のとおり項目ごとに数値目標を設定し、取組みを進める。

表1. 取組項目別の削減率目標

取組項目	2030年度目標 (2013年度比)	参考: 第4期計画	
		2019年度目標 (2014年度比)	2018年度実績 (2014年度比)
温室効果ガス総排出量	32%削減	5%削減	0.6%削減
電気使用量	32%削減	5%削減	3.5%増加
都市ガス使用量	32%削減	5%削減	18.4%増加
LPG・LNG使用量	32%削減	3%削減	3.8%増加
A重油使用量	32%削減	5%削減	8.9%削減
軽油使用量	32%削減	3%削減	23.2%削減
灯油使用量	32%削減	5%削減	13.9%削減
ガソリン使用量	32%削減	3%削減	18.3%削減

※ 本実行計画における目標設定の考え方

福岡県地球温暖化対策実行計画では、2030年度の業務部門の温室効果ガス総排出量を2013年度比58%削減する目標を設定している。この58%削減目標から、再生可能エネルギーや原子力など温室効果ガスの排出が少ない発電の増加(電力のCO₂排出係数(注)の減少)による削減分を除外すると、エネルギー使用量自体の目標は、2030年度までに2013年度比32%削減となる。

(注) 電力のCO₂排出係数について

電力会社が電気を作り出す際には、二酸化炭素(温室効果ガスの一種)が排出されるが、発電の種類により排出量は異なる。この排出量を算出するための値を排出係数という。

政府は第5次エネルギー基本計画において、排出係数の少ない再生可能エネルギーの主力電源化を目指すとしており、下記のとおり排出係数は今後減少する見通し。

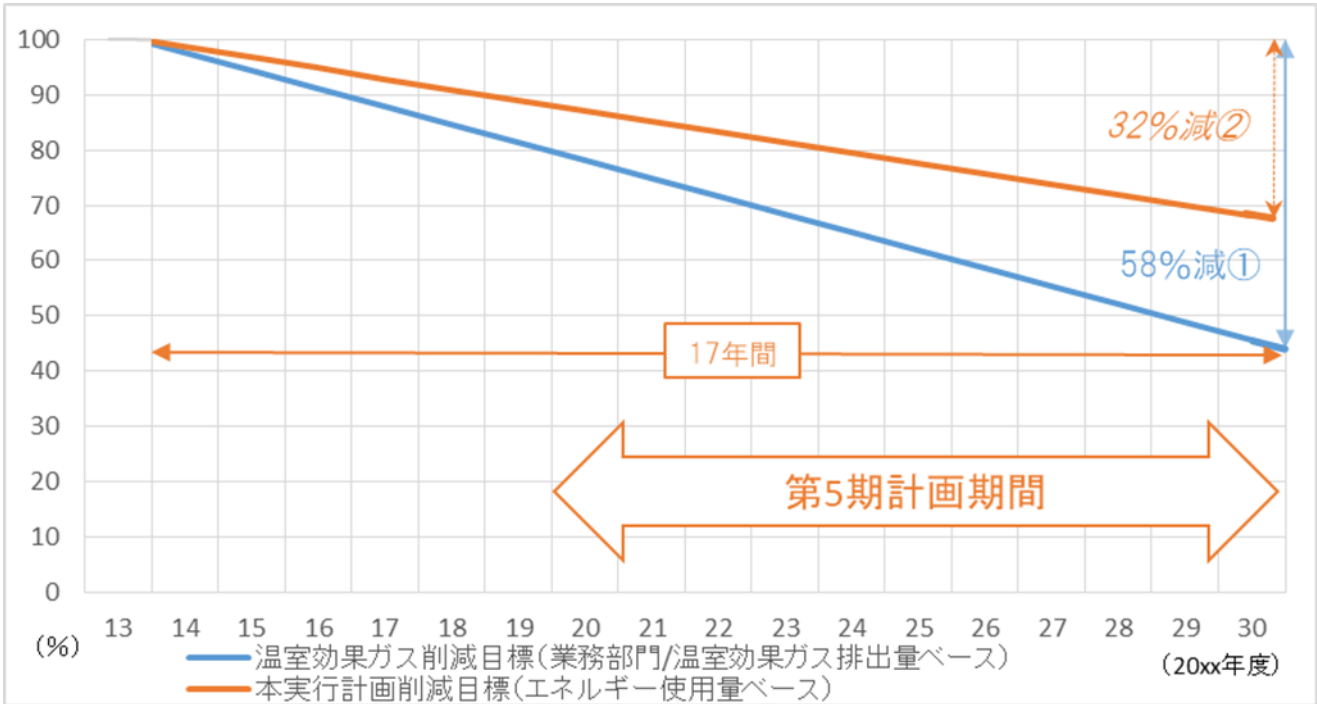
(参考) 排出係数の値

2013(平成25)年度 0.613(九州電力排出係数)

2030(令和12)年度 0.309(県の地球温暖化対策実行計画推計値)

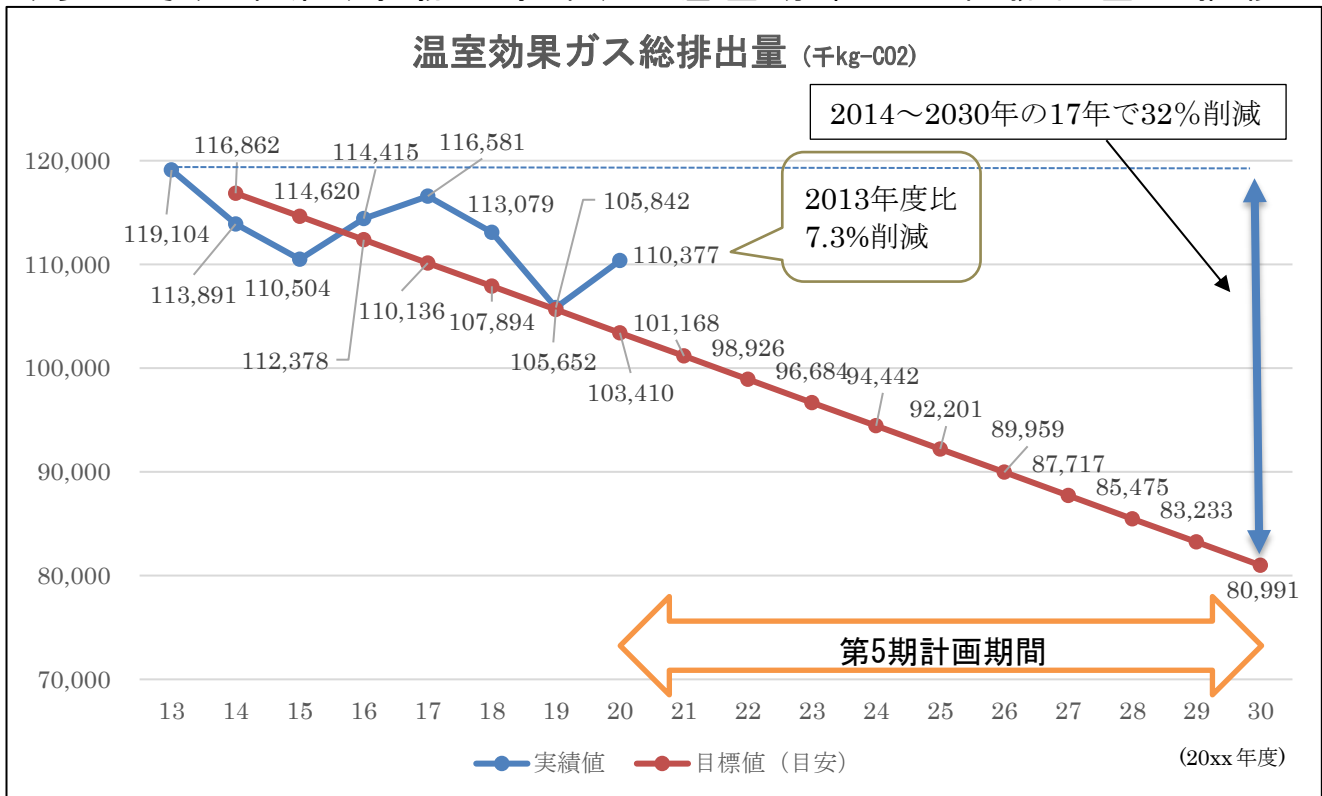
排出係数の減少と、エネルギー使用量の減少の二つの要因により、温室効果ガス排出量の削減につながることが見込まれている。

〈参 考〉 温室効果ガス総排出量の削減目標



- ① 温室効果ガス総排出量の削減目標 (福岡県地球温暖化対策実行計画で設定)
- ② ①のうち、排出係数の減少による排出量削減を除いた、エネルギー使用量の削減による排出量削減目標

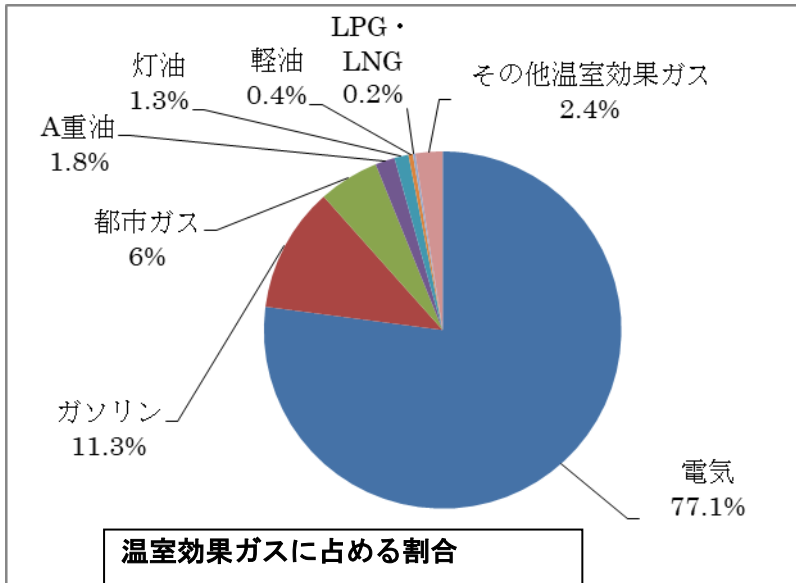
〈参 考〉 本県(事務・事業)の温室効果ガス総排出量の推移



※上図は排出係数を基準年度である2013年度(H25年度)に固定した場合の目標値と実績値

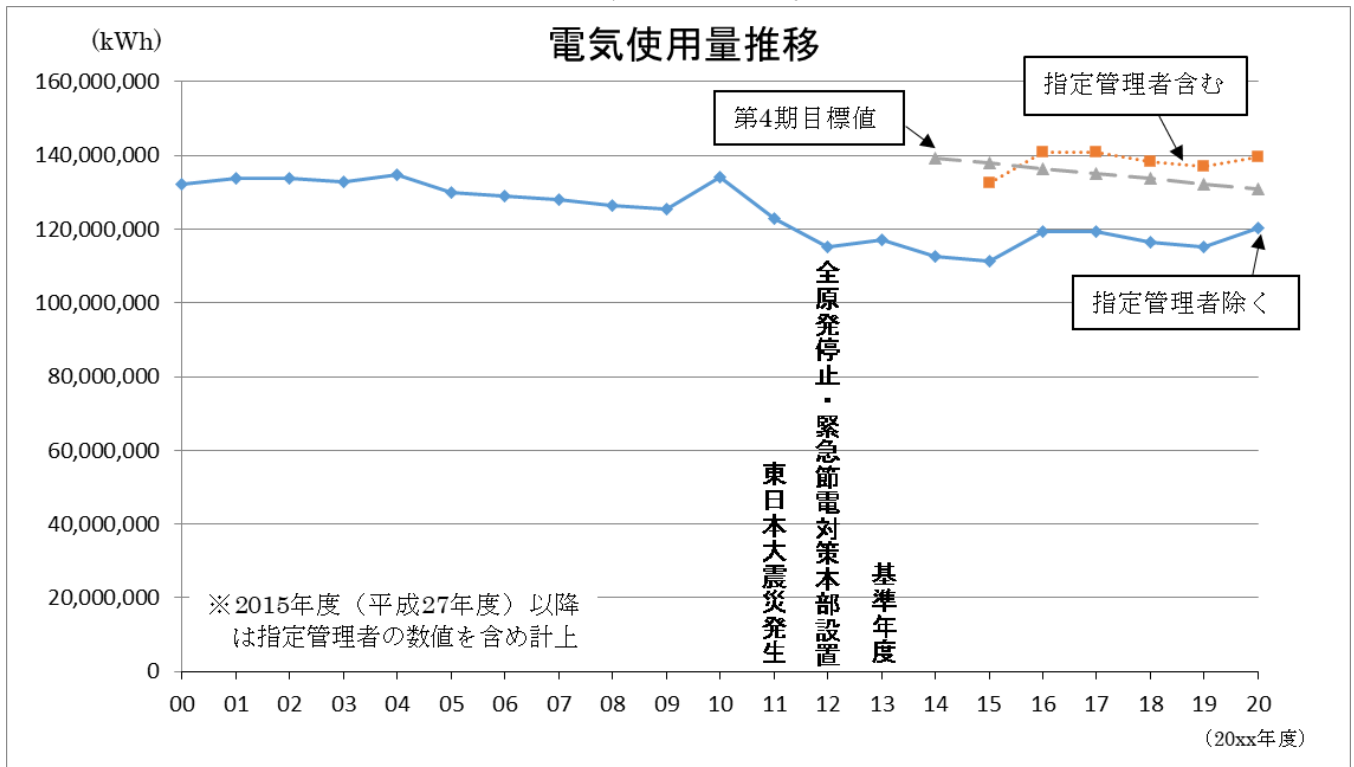
〈参 考〉

温室効果ガス総排出量を項目別にみると、約 77%が電気の使用による排出となっている。(令和 2 年度)



〈参 考〉 本県(事務・事業)の電気使用量の推移

温室効果ガス総排出量の大半を占める電気使用量の推移は下記のとおりである。
4 ページの表に記載のとおり、第 4 期計画期間中の電気使用量は現時点 (2015 (平成 27) 年度) →2020 (令和 2) 年度) で 8%増加している。



1. 重点的取組み

本計画の目標達成に向けて、県として率先した取組みを次のとおり実施することとする。

分類	取組内容
I. 県有施設への太陽光発電設備の導入	<ol style="list-style-type: none"> 1 新築及び既存の県有施設^{※1}に太陽光発電設備を設置する。 2 太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電設備を併せて導入する。
II. 県有施設の省エネルギー化	<ol style="list-style-type: none"> 1 新築する県有施設について高効率空調・換気設備、複層ガラス、人感センサー等の導入などにより、40%以上の省エネルギー化（ZEB Oriented^{※2}相当以上）を図る。 2 2030年度までに新築の県有施設が平均して省エネルギー化50%以上となること（ZEB Ready相当）を目指す。 3 新築の県有施設のうち省エネルギー化の目標達成が難しい施設については、可能な限り省エネルギー化を図ったうえで「IV. 再生可能エネルギー100%電力の導入」を検討する。 4 既存の県有施設を改修する際は、高効率空調・換気設備、複層ガラス、人感センサー等の導入などにより省エネルギー化を図る。
III. 県有施設における照明のLED化	<ol style="list-style-type: none"> 1 県有施設におけるLED照明の導入を加速させ、2030年度までに100%導入とする。
IV. 再生可能エネルギー100%電力の導入	<ol style="list-style-type: none"> 1 県有施設で使用する電力については、再生可能エネルギー100%電力の導入可能性を検討し、可能な施設から導入する。
V. 公用車の電動車等への買替え	<ol style="list-style-type: none"> 1 新規導入・更新する公用車については、代替可能な電動車等^{※3}がない場合を除き全て電動車等とし、2030年度までに公用車を全て電動車等とする。

※1：県が所有又は賃借している全ての施設。ただし、職員寮や県営住宅等個人の生活に伴うものは対象外とする。

※2：ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは、「50%以上の省エネルギー化を図ったうえで、再生可能エネルギー等の導入によりエネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて①『ZEB』（100%以上削減）、②『Nearly ZEB』（75%以上100%未満削減）、③『ZEB Ready』（再生可能エネルギー導入なし）」と定義しており、また、30～40%以上の省エネルギー化を図り、かつ、

省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を活用している建築物のうち1万㎡以上のものを④『ZEB Oriented』と定義している。」（「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定）より抜粋）

※3…電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車を指す。

2. 各項目における取組み

本計画の個別目標を達成するため、各項目において、次の内容で取り組むこととする。なお、取組みについては、各所属の業務内容とその特殊性、設備・機器の整備状況等を勘案して取り組むこととする。

(1). 電気、ガス、A重油、灯油使用量の削減に関する取組み

項目	取組内容
I. O A 機器等の使用	<ol style="list-style-type: none">1 パソコンやコピー機、プリンター等のO A機器は、不使用時には主電源を切る。2 パソコンの消費電力削減のため、「スタンバイ」、「休止状態」モードの設定を徹底するとともに設定時間の短縮化に努める。3 業務や健康に支障がない範囲でパソコンやテレビのディスプレイ輝度の抑制に努める。4 テレビやパソコンの画面は、省エネモードの設定に努める。5 コピー機やプリンターの使用台数の削減に努める。6 必要な場合を除いて、コピー機やプリンターの節電モードへの切替えの徹底に努める。7 マイボトル等を持参し、コーヒーマーカーや電気給湯ポット等の電熱機器の使用の自粛に努める。ポットにかえて魔法瓶を導入する等、エネルギー消費の低い製品に切り替える。8 冷蔵庫の設定温度は「中」とし、冬季は温度設定を「弱」にするように努める。9 冷蔵庫は、庫内を整理整頓し、扉の開閉時間を短縮する。10 退庁時等、O A機器等を長時間使用しない時は、コンセントから電源プラグを抜く等、待機電力の削減に努める。11 待機電力削減のため、延長コード購入時は、コンセントごとに通電を止められるスイッチ付きタップを優先するように努める。12 施設内設置のトイレのエアータオルは、支障のない範囲での使用中止に努める。
II. エレベーターの使用	<ol style="list-style-type: none">1 移動階数が少ない場合は、階段の利用に努める（2 アップ 3 ダウン運動の推進）。2 利用頻度に応じたエレベーターの効率的な稼動に努める。

<p>II. エレベーター の使用</p>	<p>3 階段に消費カロリーや標語を記載する等、階段を利用しやすくなる環境をつくるよう努める。</p>
<p>III. 消灯の励行</p>	<p>1 執務時間前・後の時間帯においては、業務上必要最小限の範囲で照明を点灯することとし、それ以外は、消灯を徹底する。</p> <p>2 昼休み時間中は、職員の福利厚生に支障のない範囲で消灯を徹底する。</p> <p>3 昼光のみで必要照度が得られる南側の窓際等の照明は、支障のない範囲で可能な限り消灯に努める。</p> <p>4 廊下、階段等の共有部分や執務室内の未使用スペースの照明は、支障のない範囲で消灯に努める。</p> <p>5 トイレ等の断続的に使用する箇所の照明については、使用後は消灯に努めることとし、併せて人感センサーの導入を検討する。</p> <p>6 給湯室、倉庫等の照明は、使用時のみ点灯する。</p> <p>7 「県民サービスの維持」及び「来庁者、利用者の利便性及び職員の健康維持」に支障のない範囲での庁内照明の間引きに努める。</p> <p>8 照明スイッチの側に、「消灯確認」等のラベルを表示し、来庁者へも協力を呼びかける。</p> <p>9 照明の点灯時間の縮減を図るため、休日出勤や時間外勤務の削減（定時退庁日、省エネ・ノー残業デー、育児の日、定時退庁週間の徹底）に努める。</p>
<p>IV. 空調の管理</p>	<p>1 庁舎の管理者は、執務室等の温度の適切な管理（室温を冷房時は28度程度、暖房時は19度程度となる設定）を実施する。</p> <p>2 庁舎内設置の給排気ファンの稼働時間を室内空気環境に影響のない範囲で短縮（間欠運転）の実施に努める。</p> <p>3 冷暖房時は、執務室内のブラインド及びカーテンの利用等により、冷暖房効果を高めるように努める。</p> <p>4 冷房効果を高めるため、庁舎等の窓に断熱・遮熱フィルムの貼付を検討する。</p> <p>5 冷暖房を行っていない部屋や廊下に通じる扉の開放を控える。</p>

<p>IV. 空調の管理</p>	<p>6 空調非稼働時も断熱効果を高めるため、退庁時にはブラインドやカーテン等を閉める。</p> <p>7 会議室等の冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止する。</p> <p>8 空調機器の吹出口・吸込口周辺の整理整頓に努める。</p> <p>9 空調機器は、適切に清掃・管理し、効率的な使用に努める。</p> <p>10 エアコンの室外機は風通しの良い場所に設置し、日射遮蔽に努める。</p> <p>11 業務に支障のない範囲でクールビズ・ウォームビズの実施を推進し、これに対応した服装をするよう努める。</p> <p>12 グリーンカーテンの設置により、空調にかかる使用エネルギーの削減を図ることを検討する。</p> <p>13 庁舎等のエネルギー診断等を活用し、冷暖房設備の効率的な運転に努める。</p> <p>14 空調機器は定期点検を実施し、適正な管理に努める。</p>
<p>V. 給湯器の使用</p>	<p>1 ボイラー給湯を行っている場合は、お湯の温度の設定値や蒸気圧を適正にする。</p> <p>2 貯湯式ボイラーの場合は、早めに運転を停止し、残り湯を無駄なく使用するように努める。</p> <p>3 ガスコンロ、ガス給湯器等を使用する場合は、沸かし過ぎの防止、炎の調節等効率的な使用に努める。</p> <p>4 ボイラー設備等は定期点検を実施し、適正な管理に努める。</p>
<p>VI. 機器・設備の更新、建築物の改築等</p>	<p>1 庁舎等の改築時には、窓の二重サッシ化、複層ガラス化、断熱化等を図る。</p> <p>2 年間を通じて一定規模の熱需要がある庁舎の改築時には、コージェネレーションシステム（熱電併給システム）の導入を検討する。</p> <p>3 庁舎等における空調機器等の設備更新においては、省エネルギー化を図る。</p> <p>4 照明機器の更新時には、LED 照明を導入する。</p> <p>5 自動販売機等の設置にあたっては、省エネルギー型の導入、更新を行うとともに台数の見直しに努める。</p>

<p>VI. 機器・設備の更新、建築物の改築等</p>	<p>6 庁舎等における太陽光等の再生可能エネルギーを活用した設備の導入可能性を検討し、可能な限り導入する。</p> <p>7 庁舎等における ESCO 事業（省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う事業）の導入を検討する。</p> <p>8 庁舎等における屋上緑化等の導入を検討する。</p> <p>9 庁舎等の施設で用いる燃焼設備の改修等にあたっては、都市ガス、LPG、LNG 等の環境負荷が相対的に少ない燃料の使用を検討する。</p> <p>10 木質バイオマスを化石資源の代替エネルギーとして利用し二酸化炭素排出を抑制するため、公共施設における木質資源利用ボイラーの導入を検討する。</p>
<p>VII. 新規建築物の設計・施工</p>	<p>1 太陽光等の再生可能エネルギーを活用した設備の導入を図る。</p> <p>2 エレベーター運転の高度制御、空調機器の運転制御が行える建築設備について、規模・用途に応じて導入を検討する。</p> <p>3 断熱性向上のため、外気の活用、遮断可能な建具の採用やひさし、窓ガラス等の開口部の構造を検討し、規模・用途に応じて導入を検討する。</p> <p>4 県有施設の建設等にあたっては、高断熱化等の施工により熱負荷の抑制や自然採光を活用した設計となるよう検討する。</p> <p>5 コージェネレーションシステム（熱電併給システム）等のエネルギーの有効活用が図られる設備の導入を検討する。</p> <p>6 排熱等の未利用エネルギーを利用する設備の導入を検討する。</p> <p>7 地域冷暖房事業が計画されている場合、参加を検討する。</p> <p>8 敷地内における緑化の推進を検討する。</p> <p>9 照明機器には LED 照明を導入する。</p>

（2）ガソリン、軽油使用量の削減に関する取組み

項目	取組内容
<p>I. エコドライブ等の励行</p>	<p>1 不必要な急発進、急加速等の防止に努める。</p> <p>2 車両運行に際しては、車間距離にゆとりをもって、一定の速度で走行するように努める。</p>

<p>I. エコドライブ等の励行</p>	<p>3 停止する時は、早目にアクセルから足をはなしてエンジブブレーキの活用に努める。</p> <p>4 荷物の積み降ろし等での待機時は、不要なアイドリングの防止に努める。</p> <p>5 カーエアコンの適切な使用に努める。</p> <p>6 燃料を浪費しないよう、合理的な経路の選択による効率的な運行に努める。</p> <p>7 タイヤ空気圧調整等の定期的な点検や整備に努める。</p> <p>8 車内に不要な荷物を積み込んだままにせず、整理に努める。</p> <p>9 同一目的地への出張に際しては、相乗りを行う等、公用車の共同利用、合理的・効率的利用に努める。</p> <p>10 走行の妨げとなる場所での駐車を行わないよう注意に努める。</p> <p>11 出張・通勤に際しては、可能な限り公共交通機関・自転車の利用に努める。</p> <p>12 会議や説明会の開催通知等で、公共交通機関の利用による参加を呼びかける。</p>
<p>II. 車両購入</p>	<p>1 「福岡県環境物品等調達方針」に基づき電動車等（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車）を購入する。</p> <p>2 更新時においては、使用実態を踏まえ、適正な排気量の大きさの車両の購入に努める。</p> <p>3 使用実態を踏まえ、公用車台数の見直しの検討に努める。</p>

(3) 上水使用量の削減に関する取組み

項目	取組内容
<p>I. 節水の励行等</p>	<p>1 食器具類の洗浄や歯磨き等、水を使用する場合は、蛇口をこまめに閉める、あるいは、水をためて使う等、節水に努める。</p> <p>2 公用車の洗車にあたっては、洗車方法の改善や回数削減等に努める。</p> <p>3 トイレ洗浄用水の節水に努める。</p>

I. 節水の励行等	<ul style="list-style-type: none"> 4 プールの使用にあたっては、より効率的な水利用に努める。 5 施設・設備の定期的な点検を行い、漏水の早期発見に努める。 6 芝生や植木等の散水は効率的に行うように努める。 7 トイレ等にラベル表示し、来庁者へも節水の協力を呼びかける。
II. 節水型水利用機器の設置等	<ul style="list-style-type: none"> 1 庁舎における水利用機器の節水型化や水栓（蛇口）への必要に応じた節水コマの設置に努める。 2 庁舎等の水道水圧を調整し、水使用量の抑制に努める。 3 必要に応じてトイレに感知式の洗浄弁や流水音発生装置等の導入を検討する。
III. 新規建築物の設計・施工	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築物等における雨水の利用が可能な場合は、雨水の貯留水槽等の雨水利用施設の導入について、規模・用途に応じて検討する。 2 給水装置の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁や自動水洗等、節水に有効な器具の導入を検討する。 3 雨水の地下浸透とかん養を図るため、必要に応じて透水性舗装や浸透柵等の設置を検討する。 4 雑排水等の水洗トイレ洗浄用水への再利用等、排水再利用施設の導入による水の適切な利用を検討する。

(4) コピー用紙使用量の削減に関する取組み

項目	取組内容
I. コピー用紙使用量の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 1 会議用資料や報告書等は、簡素化を図り、ページ数や部数が必要最小限の量となるように努める。 2 資料等の送付先の見直しを行い、作成部数の削減に努める。 3 両面コピーやまとめて印刷機能を使用する等、コピー用紙使用量の削減に努める。 4 個人で保管する必要のない資料は、保管場所を明確化する等共有化に努める。 5 各所属において、コピー用紙使用量の計画的な削減に努める。 6 各所属でのコピー用紙削減取組みが紹介された行政コミュニケーションシステム内のスマートページ「コピー用紙を削減しましょう！」

<p>I. コピー用紙使用量の抑制</p>	<p>を活用し、他所属の取組みの積極的な導入に努める。</p> <p>7 事前配布済の資料は、原則会議当日に再配布しないように努める。</p> <p>8 資料等の部分修正は見え消しとし、差し替えをしないように努める。</p> <p>9 支障がない場合には、FAX 送付状を省略し、送受信者名は本文余白に記載するように努める。</p>
<p>II. コピー時の配慮</p>	<p>1 ミスコピー防止のため、コピー機使用前・後は、必ずリセットボタンを押し、不要なコピーが生じないように努める。</p> <p>2 課内資料や手持ち資料のコピーには、片面使用済みコピー用紙の裏面活用に努める。</p> <p>3 片面使用済みコピー用紙は、専用の回収ボックスに収集し、コピー機に専用トレイを設けて裏面の再利用に努める。</p> <p>4 プリンターやコピー機で複数ページの印刷をする場合は、原則として両面印刷、可能な限り縮小・集約印刷に努める。</p> <p>5 印刷プレビュー機能を活用して、印刷設定等を必ず確認してから印刷を行うように努める。</p>
<p>III. ペーパーレス化の推進</p>	<p>1 庁内向けの簡易文書については、行政コミュニケーションシステム掲示板を活用し、不要な印刷の防止に努める。</p> <p>2 全庁共有ファイルシステム等の活用による資料の共有化を図り、不要な印刷の防止に努める。</p> <p>3 通知、照会等において法令等を添付する必要がある場合は、PDF化した電子ファイルの共有に努める。</p> <p>4 コピー機（複合機）のスキヤナー機能を活用し、文書の電子化による保存・共有に努める。</p> <p>5 行政コミュニケーションシステム、文書管理システム、庶務事務システム等の活用により、ペーパーレス化に努める。</p> <p>6 文書を発送する際は、可能な限り電子メールの使用に努める。また、電子メールで送信した文書については、紙で二重送付しないようにする。</p> <p>7 プロジェクターや電子端末、タブレットを活用することにより、会議のペーパーレス化に努める。</p>

(5) 廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進等に関する取組み

項目	取組内容
<p>I.</p> <p>3Rの推進</p>	<p><発生抑制：リデュース Reduce></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人用のごみ箱を順次減らし、廃棄物発生抑制の意識浸透を図る。 2 マイボトル持参等により、紙コップ、ペットボトル等の使い捨て製品の使用の抑制に努める。会議における飲食提供時にはペットボトル飲料を使用しない等、使い捨てプラスチックの使用抑制を図る。 3 業者等から職員に配布される広告チラシ類は、必要としないものの受け取りを拒否するように努める。 4 買い物の際はマイバックを携行しレジ袋の辞退を徹底する。また、不要な場合包装紙をもらわないように努める。 5 机等の事務用品の不具合、電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、長期使用を図る。 6 業者販売による弁当箱の業者回収の活用を努める。 7 物品の購入にあたっては、使い捨て製品を極力抑制し、詰め替え可能な製品の購入に努める。 <p><再使用：リユース Reuse></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不要になった備品等の情報を行政コミュニケーションシステム掲示板等で共有化し、他の部局等での有効活用を図る。 2 使用後の封筒、不要になったポスター類は庁内向けの再使用や裏面活用を図る。 3 使用済ファイル等事務用品の他所属への譲渡による有効活用を図る。 <p><再生利用：リサイクル Recycle></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 分別回収ボックスを執務室内に適切に配置し、分別回収を徹底する。 2 自動販売機で購入した飲料品の空き容器については、販売事業者が設置したリサイクル回収ボックスの活用を努める。 3 分別排出された資源ごみについては、地域におけるリサイクル活動の活用や業者による回収等を図り、リサイクル推進体制を確立する。 4 コピー機、プリンターのトナーカートリッジは、業者による回収を徹底する。

<p>II. 廃棄物の適正 な処理</p>	<p>1 各種リサイクル法に基づきリサイクル体制が確立された品目の排出に際しては、該当法令に基づいて適正に処理する。</p> <p>2 エアコンや冷蔵庫の冷媒にハイドロフルオロカーボン（HFCs）やクロロフルオロカーボン（CFCs）等が含まれるものについては、適切な処理を行うことができる業者に依頼する。</p>
-------------------------------	--

（6）環境物品等の調達に関する取組み

項目	取組内容
<p>I. 環境物品等の 調達</p>	<p>1 物品の調達にあたっては、別途定める「福岡県環境物品等調達方針」に基づき調達する。</p>

（7）その他の取組み

項目	取組内容
<p>I. エネルギー使 用状況等の把 握</p>	<p>1 各施設において、外部機関による省エネルギー診断を受診し、各施設の実情に応じた機器等の運用による改善や設備更新等に努める。</p> <p>2 各施設において、エネルギー消費の「見える化」を行い、どこでどれくらいエネルギーを使用しているかの状況把握を行い、適切な取組みの実施に努める。</p> <p>3 各所属において、チェックシートを活用した具体的取組み状況の把握と改善に努める。</p>
<p>II. 環境配慮契約 の導入</p>	<p>1 環境配慮契約法及び基本方針の趣旨に基づき、電力調達・自動車購入・ESCO事業・建築物の設計等について温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約方針（価格だけではなく環境性能を含めて総合的に評価し、契約を行うための方針）の策定について検討する。</p>
<p>III. 設備の維持管 理</p>	<p>1 最善の技術を用いた処理施設の設置等により、ばい煙発生施設等から生じる汚染物質の削減を図るとともに、汚染物質処理施設、排水再利用・雨水利用設備等の管理の徹底を図る。</p> <p>2 試験研究機関は、有害物質の使用に当たり、排気処理や排水処理を確実に行う等、環境への負荷の低減に十分配慮する。</p>

<p>Ⅲ. 設備の維持管理</p>	<p>3 その他有害物質等の排出の削減や適正な処理が図られるよう、設備の維持管理を図る。</p> <p>4 機器の省エネ運用が各職員により実施できるよう、手順書の策定を検討する。</p>
<p>Ⅳ. 緑化等の環境整備と周辺の自然環境の保全推進</p>	<p>1 敷地等について、環境に配慮した緑化の計画的な推進や植え込み等の適切な維持管理を図る。</p> <p>2 緑地、歩道及び側溝等の適切な管理を行い、美観の保持を図る。</p> <p>3 農薬や化学肥料の適正使用に努める。</p>
<p>Ⅴ. 建築物・設備等の新設・解体・廃棄</p>	<p>1 建設工事に際しては、福岡県認定リサイクル製品の率先使用に努める。</p> <p>2 建設工事に使用する木製型枠については、森林保全に配慮したものを使用する。</p> <p>3 建築物等の解体によって生じるがれき類、廃ガラス等については、路盤材、タイル等の建築資材としてリサイクルを図る。</p> <p>4 消火設備の新設にあたっては、ハロン消火設備の採用を控える。</p> <p>5 ハロン消火設備の更新、廃止にあたっては、ハロンを適切に回収する。</p> <p>6 使用する塗料については、有機溶剤含有率の低いものを使用する。</p> <p>7 ハイドロフルオロカーボン（HFC）やクロロフルオロカーボン（CFC）、等の使用を廃止する場合は、適切に回収し、その処理が徹底されているか確認する。</p>
<p>Ⅵ. その他</p>	<p>1 新規採用職員研修等で、本計画について周知を行う。</p> <p>2 ポスター等を掲示し、省エネの呼びかけを実施する。</p>

第4章 計画の推進体制と運用

1. 推進体制

環境対策協議会会長(副知事)

実行計画推進部会幹事(各主管課長等)

- 所管する部(局)における取組みの管理・監督
- 各所属長に対する指示
- 実施状況の取りまとめ、報告

実行計画責任者(各所属長)

- 所属における取組みの管理・監督
- 所属の職員(非常勤職員及び臨時職員を含む。)への計画の趣旨、目標、取組み等の周知
- 所属の職員(非常勤職員及び臨時職員を含む。)への啓発及び研修の実施
- 所属における実施状況の把握、報告

実行計画推進員(庶務担当係長等)

- 実行計画責任者の補佐

職員

- 具体的取組みの実施

2. 運用

(1) 実施状況の点検・評価・改善

(ア) 実施状況調査

- ・ 計画の実施状況を点検・評価するため、年に1回、実施状況調査を実施する。
- ・ 環境対策協議会実行計画推進部会幹事(以下「推進部会幹事」という。)は、部(局)内を取りまとめの上、環境対策推進協議会実行計画推進部会長(環境部次長)に報告するものとする。

(イ) 改善措置

- ・ 推進部会幹事は、実施状況調査の結果に基づき、所管する部(局)内の責任者に対し、必要な改善措置を講じるよう求めることができる。
- ・ 責任者及び推進員は、適宜、自所属の実施状況を点検し、必要に応じて改善のための措置を行うものとする。

(2) 計画の見直し

- ・ 目標の達成状況、各所属における取組み内容等を総合的に点検・評価し、今後の計画の効果的な推進方策等について検討を行うとともに、必要に応じて計画・取組み内容等の見直しを行うものとする。

(3) 公表

- ・ 計画の進捗状況について、環境白書及びホームページにより公表する。

(4) 職員に対する周知及び研修等

(ア) 職員に対する周知

- ・ 実行計画は、全対象機関に周知する。
- ・ 実行計画責任者(以下「責任者」という。)は、所属の全職員(非常勤職員及び臨時職員を含む。)に実行計画の趣旨、目標、取組み等について周知する。

(イ) 職員に対する研修、情報提供等

- ・ 環境対策協議会実行計画推進部会事務局は、行政コミュニケーションシステム等を通じて、地球温暖化をはじめとする環境問題に関する情報や、本計画の推進に役立つ情報を積極的に提供する。
- ・ 責任者は、所属の職員に対し、所属研修等において研修を実施するよう努めることとする。当該研修は、実行計画に関する内容だけでなく、広く温暖化対策に関する内容について実施する。
- ・ 職員は、県が実施するエコファミリー応援事業に積極的に参加し、家庭における省エネにも取り組む。

(ウ) 職員からのアイデアの募集

- ・ 温室効果ガス削減やその他実行計画に関連する取組みについて、職員からアイデアを募集し、効果的なものについては、積極的に取組みに取り入れる。